

第九十七号議案

江戸川区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

江戸川区旅館業法施行条例（平成二十四年三月江戸川区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第七条、第八条第一項及び第九条第一項中「規定による」の下に「条例で定める」を加える。

第十条中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の改正に伴い、同法の規定に移動が生じるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。